

令和7年4月9日

保護者様

高槻市教育委員会事務局 保健給食課長

令和7年度学校給食費の無償化について（お知らせ）

高槻市では、子育て世帯に対する支援の取組として、令和7年度も引き続き小中学校給食費を下記のとおり無償とします。

記

1. 対象者

高槻市立小中学校に在籍する児童及び生徒

- ・所得制限はありません。
- ・支援学級就学奨励費を受給しており、学校給食費の自己負担がある場合は、自己負担分が無償化の対象になります。
- ・生活保護世帯及び就学援助世帯については、それぞれの制度により学校給食費が全額支給されます。

2. 手続き

申請の必要はありません。

なお、無償化されないことをご希望される場合は、下記問合先まで申し出てください。
申し出がなければ、自動的に無償化されます。

3. 実施方法

保護者が負担する学校給食費（1食あたり小学生250円、中学生300円）を市が負担することで無償化します。

※物価動向等により、価格改定する場合があります。



保護者の皆さまへお願い

欠席が長期にわたることがあらかじめ見込まれる場合、食品ロス削減等の観点からその期間中の食材料の発注をストップしますので、学校へ欠席の連絡を入れる際に給食停止の旨も併せてお伝えください。

問合先

高槻市教育委員会事務局 保健給食課
電話番号：674-7606